

保育料減額申請書

平成 年 月 日

練馬区長あて

住所 練馬区 丁目 番 号
号室

保護者氏名

日中連絡先 ()

下記の理由により保育料の減額を申請します。

記

児童名	保育園名	保育料 (月額)	円
〔申請理由〕 ※ 拳証資料を添付し、裏面の該当箇所にチェックしてください。(必要な拳証資料のない申請は無効)			

* この欄は記入しないでください。

処 理 欄	減額コード	減額適用の適否	適 ・ 否
	減額適用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	計 算 欄		
	階層 () → () 相当	減額後の保育料	円

担当	入力

挙証資料提出チェック一覧
(提出する挙証資料にチェックをしてください)

	減額条件	挙証資料
①	生活保護受給となった。	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
②	今年度分区市町村民税が非課税になった、 または免除された。	<input type="checkbox"/> 非課税証明書
③	区市町村民税の徴収猶予または納期の延期が認められた。	<input type="checkbox"/> 徴収猶予決定通知書
④	区市町村民税が均等割以下に減額された。	<input type="checkbox"/> 減免可否決定通知書 <input type="checkbox"/> 課税証明書
⑤	今年中に災害、盗難等による損失をうけた。	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 損失を証明する書類
⑥	今年中に多額の医療費を要した。	<input type="checkbox"/> 医療費の領収書等および保険金・療養費・ 一時金等受給の証明書類
⑦	今年中に扶養家族が増えた。(出生等)	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(誕生日が確認できるページ) または健康保険証等(扶養状況の確認が できるもの)
⑧	今年中に主たる働き手が失業した。	<input type="checkbox"/> 離職票等失職の分かる書類および退職金に かかる源泉徴収票
⑨	世帯の申請月前3ヵ月の平均収入月額(賞与除く)が、前 年の平均収入月額(賞与除く)より1割以上低額になった。 ※保護者が育児休業期間中は適用外	<input type="checkbox"/> 前年の世帯での賞与の金額が分かる書類 (賞与がない場合はその旨の勤務先発行の証 明書が必要)および申請月前3ヶ月の世帯収 入が分かる書類
⑩	入園していない児童を認可外保育施設等(幼稚園含む)に 預け、月額14,000円以上の保育料を支払っている。	<input type="checkbox"/> 保育室等在園証明書(ファミリーサポート は申請前月1ヶ月の領収書等)
⑪	保育園に入園した児童の世帯に次に該当する方がいる。 (入園児童含む) i 身体障害者手帳 1～2級 ii 愛の手帳 1～3度	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、愛の手帳(等級が記載さ れたページ)

挙証資料は写しで構いません。

不明な点は保育課入園相談係までお問い合わせください。

【 注 意 事 項 】

- 1 挙証資料の不足等、不備がある申請は、有効なものとして取扱いません。
- 2 適用の場合の開始時期は、申請を受理した月の翌月からです。(第1開庁日受理は当月)
- 3 減額条件がなくなった場合、減額を解除します。
- 4 適用する減額条件により、適用期間が異なります。
- 5 減額条件に該当しても階層や保育料に変動がなく、適用とならない場合があります。
- 6 減額条件が複数適用可能な場合は、申請者に最も有利な減額条件をひとつ適用します。
(重複適用はありません。)